

上代における拗音の仮名について

廣岡義隆

本稿は奈良時代中期成立の佛足石歌碑歌中に見られる「舎」の用字を中心据え、それが拗音仮名(仮称。その音価が拗音である仮名)であることを論証考究したものである。その考究の為に、真福寺本『遊仙窟』と『類聚古集』中の拗音仮名用例、及び『類聚名義抄』中の拗音仮名に近い例を取り上げた。また上代のサ行の音価についても考究し、常用のサ音音節以外に拗音仮名「舎」が存在し得ることを明らかにしたものである。

一 真福寺本『遊仙窟』における例

かつて私は「真福寺本遊仙窟傍訓仮名字形表」(資料一)の一部として「クワ(火)」を示したことがある。単に表の一部として示したものに過ぎないが、この「火」例は、「拗音仮名」の名称で認識してもよいものであると思つてゐる。「拗音仮名」とは術語として未だない用語であるが、その仮名の表はす音価が直音ではなく所謂拗音であるものをさす語としたい。拗音仮名の資料ともなるので、以下一々の例の所在だけではなく、それぞれを列挙例示しながら考へて行きたい。

【資料一】真福寺本遊仙窟傍訓仮名字形表

(△印は孤例を示す)

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
ク	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ

【資料二】真福寺本『遊仙窟』における「拗音仮名」の例

邊^{ヘノ}救^ク錦^{ウツクシ}靴^{カシ}然^{シカ}卷^{マク}羅^ラ

真福寺本「遊仙窟」九丁表一行

余^{オノ}又^{マタ}爲^{ナリ}詩^シ詠^{ゲイ}日^{ニチ}董^{ドウ}香^{カウ}

四^シ面^{メン}合^{カフ}光^{カウ}色^{シキ}勿^{ナク}邊^{ヘノ}救^ク

錦^{ウツクシ}靴^{カシ}然^{シカ}卷^{マク}羅^ラ惟^{カタリ}岳^{ツク}

半^{ハチ}報^{ホウ}紅^{ベニ}顔^{カノ}

真福寺本「遊仙窟」八丁
裏六行ノ九丁表一行臨撰

この「資料二」の真福寺本『遊仙窟』の例は所謂文選訓みの箇所、
劃然とアキラカニシ (「と」は乎古止点による)
と訓めるものである。それが「劃」字の字音を示すものであり、「劃」
字は「韻鏡」に照らしても(外転第三十六合、喉音入声二等、麥韻)
現在の字音でも合拗音であり、傍訓仮名「火」が真福寺本『遊仙窟』
においても又他の「遊仙窟」例から見ても孤例ながら、「kwa」の合
拗音の音価を現はす可能性が極めて高いと云へるものである。それは
又「劃」の傍訓「火ク」こそ孤例ではあるが、同じ箇所が他本では、
「クワク」(醍醐寺本・神宮文庫本・成實堂本・成實堂別本・慶大有
注本・版本頭書圖書遊仙窟鈔)「クワケ」(松平文庫本)となつてゐる
ことから強く是認出来るものである。これは陽明文庫本・戸川本等
の無訓のものは別として、訓の附されてゐる例は上に挙げたやうな合

拗音系になつてゐるのである。拗音仮名「火」は認めてよいものと云
へる。さて、この真福寺本『遊仙窟』の書写年代は、その識語(文和
二年九月廿四日於加州能美郡板津庄今添中嶋大日寺学所書寫畢)によ
つて、文和二年(一一三三)であることがわかり、「火ク」の表記は
それ以前のそれほど遡らない時期のものとして推定出来るのである。

二 万葉古寫本における例

この「拗音仮名」と云へる例は、万葉の古寫本においても指摘出来
る。それは次の『類聚古集』の例である。

【資料三】『類聚古集』における「拗音仮名」の例

中^{ナカ}江^エ蝦^{エビ}尾^ビ宅^{タク}守^{モリ}七^{シチ}首^{シュ} 配^{ヘイ}活^{カク}時^{トキ}与^ヨ列^{リツ}可^カ也^ヤ

上^ウ過^カ一^{イチ}寸^{スン}奈^ネ之^シ余^{オノ}世^セ伎^キ亦^{オト}婢^{ヒメ}古^コ流^{リウ}保^ホ亦^{オト}登^{トウ}于^ヨ烟^{エン}濁^{ダク}云^{クニ}

我^ガ子^コ余^{オノ}毛^{モウ}夜^ヤ麻^マ受^{ジュ}了^{リョウ}欲^{ヨク}破^パ年^{ネン}

火^ヒ之^シナリ^{ナリ}レ^レセ^セレ^レト^トシ^シレ^レニ^ニル^ルハ^ハク^クキ^キハ^ハ

セ^セウ^ウツ^ツヨ^ヨヨ^ヨシ^シヨ^ヨモ^モウ^ウク^クツ^ツヨ^ヨモ^モウ^ウキ^キ

『万葉集』卷十五・三七五四番歌
『類聚古集』第二(臨川複製本一一八頁)

この『万葉集』卷十五・三七五四番歌頭句の「過所」は所謂通行手形
の意の漢語で、万葉集中において佛教色のない漢語の少数ない例の一
つである。この漢語「過所」の訓として『類聚古集』の「火そ」があ

る。これについて、武田祐吉氏は『萬葉集全註釈』で「訓は類聚古集には「火せ」とあるのは、クワセである」と指摘し、同書増訂版で「火そ」クワソと訂正するが、この「火」字について合拗音仮名であることとを指摘した書として注目したい。この武田氏の指摘は、西本願寺本・温故堂本・大矢本の万葉集の左傍訓「クワセ」となつてをり、これは「クワセ」の一つの変容の姿と認められるものである。ただし、以上の本も他の本も「類聚古集」以外はその主訓は「ヒマナシニ」となつてをり、その青色訓により仙覚新点と認定出来るものである(以上「校本萬葉集」参照)。即ちここは古点乃至は次点が「火そ(クワソ↓クワセ)」であり、仙覚法師による改訓が「ヒマナシニ」であつたと云へる。さうしてその古訓「火そ」の「火」は新点本系四本の左傍訓から、明らかに拗音の音価を現はす仮名として使用されてゐることが確認できるのである。この『類聚古集』は藤原敦隆の撰になるものであり、これはその没年(保安元年、一一二〇)以前の記録と認定できる。

三 観智院本「類聚名義抄」における「拗音仮名」の例

これまでの例は断片的な個々の例であつたが、ここに平安朝の漢和辞書の一つ観智院本「類聚名義抄」における例を示さう。何も観智院本に拘るものではないが、完備した書で従つて用例も多いこと、正宗敦夫氏による詳細な索引があり用例検索の便に適してゐることの二点により、観智院本に拠つたものである。ここに挙げる用例の傾向は他の『類聚名義抄』にも見られるものである。

【資料四の一】(以下、所謂異体字の類で、通行字体に置き換へたものがある。)

外	……上略……禾 _ク エ	(法下一三四3)	
還	……上略……禾 _外 シ	(佛上五〇4)	
源	……上略……和音外 _シ	(法上一6)	
患	……上略……禾 _外 シ	(法中七二1)	
原	……上略……禾 _外 シ	(法下一〇九五)	

【資料四の二】

街	……上略……禾 _化 シ	(佛上四三6)	
喧	……上略……音化 _シ	(佛中四六7)	……喧 _音 喧
			(僧
			下三一7)
眷	……上略……禾 _化 シ	(佛中七四3)	
擗	……上略……化 _シ	(佛下本七一3)	
檟	……上略……禾 _化 シ	(佛下本八五3)	
躑	……上略……化 _ル マ	(法上八二3)	
			化 _ル
躑	……上略……化 _ル	(法上八五1)	
捲	……上略……禾 _化 シ	(法中九三3)	
緩	……上略……禾 _化 シ	(法中一二六7)	
穴	……上略……禾 _化 チ	(法下五八5)	
關	……上略……禾 _化 シ	(法下七五1)	
券	……上略……禾 _化 シ	(僧上八二1)	
翹	……上略……禾 _化 シ	(僧上九七4)	
喜	化 _シ	(僧中二七1)	
獨	……上略……禾 _化 シ	(僧下六八6)	
缺	……上略……禾 _化 チ	(僧下九八5)	

火 ……上略……禾クワ (佛下末三六二)

喚 ……上略……禾火ン (佛中四六一)

曠 ……上略……禾火ウ (佛中八八一)

獲 (傍訓) 火ク (佛下本五五四)

桓 ……上略……禾火ン (佛下本一〇二八)

官 (傍訓) 火ン (佛下本一二四八)

獲 (見出 嗽獲) (傍訓) 火ク (佛下本一三〇七)

光 ……上略……禾火ウ (佛下末三六五)

煥 ……上略……禾火ン (佛下末三九八)

潰 ……上略……呉火イ (法上一二一三)

嶭 (傍訓) 火イ (法上一〇八三)

礪 ……上略……禾火ウ (法中二八)

郭 ……上略……禾火ク (法中三七三)

塊 ……上略……呉火イ (法中五三三)

憤 ……上略……禾火イ (法中九五七)

浣 (親字: 緩) (傍訓) 火ン (法中一二六七)

絰 ……上略……禾火イ クエ (法中一二七六)

寰 ……上略……火ン (法下四九一)

官 ……上略……禾火ン (法下五四二)

霍乱 俗云火クラム (法下六九四)

關木 火ンノキ (法下七五一)

廣 ……上略……禾火ウ (法下九九三)

萱草 俗云火ンサウ (僧上一七七)

勸 禾火ン (僧上八三三)

活 (親字: 刮) (傍訓) 火チ (僧上八七三)

官 (親字: 館) (傍訓) 火ン (僧上一一〇六)

鑛 ……上略……禾火ウ (僧上一二五五)

環 (親字: 鍔) (傍訓) 火ン (僧上一三三三)

歛 ……上略……禾火ン (僧中四九五)

霍乱 俗云火クラン (僧中一三五四)

蝸 (傍訓) 火ク (僧下一九八)

恢 (親字: 魁) (傍訓) 火イ (僧下四八六)

魁 ……上略……禾ケエ 或火イ (僧下四八七)

卷 ……上略……禾火ン (僧下一〇七三)

【資料四の四】

所 トコロ 禾シヨ (法下九三七)

昇 ……上略……禾所ウ (佛中八八二)

證 ……上略……禾所ウ (法上五七四)

陞 ……上略……禾所ウ (法中四一六)

悚 ……上略……禾所ウ (法中九二六)

秤 ……上略……禾所ウ (法下八二)

稱 ……上略……禾所ウ (法下一八七)

升 禾所ウ (法下一三四八)

【資料四の五】

序 ……上略……禾ジヨ (法下一〇四四)

承 ……上略……禾序ウ (佛下本六〇一)

星 (親字 醒) シヤウ (僧下五八二)

星 ……上略……禾者ウ (佛中八六三)

青桐 ジヤウド (佛下本九〇五)

青 ……上略……禾者ウ (佛中一三八五)

借問 上音シヤ (佛上一〇一)

借

- 析(親字 錫)者ク (僧上一一四三)
 藉…上略…禾者ク (僧上七七八)
 藉…上略…禾者ウ (僧上三〇八)
 莊…上略…禾者ウ (法下一二七六)
 床…上略…禾者ウ (法下一〇六六)
 席…上略…禾者ク (法下一〇六一)
 精…上略…禾者ウ (法下三〇一)
 積音者ク (法下二四一)
 裝…上略…禾者ウ (法中一五一三)
 綽…上略…禾者ク (法中一二五二)
 障…上略…禾者ウ (法中三七四)
 斫…上略…禾者ク (法中三八八)
 章…上略…禾者ウ (法上九一八)
 請…上略…禾者ウ (法上五九三)
 詳…上略…禾者ウ (法上五六二)
 牆…上略…俗禾者ウ (佛下末八七)
 將…上略…禾者ウ (佛下末八五)
 賞…上略…禾者ウ (佛下本二〇一)
 責…上略…禾者ク (佛下本一六五)
 嚼…上略…禾者ク (佛中五五三)
 唱…上略…禾者ウ (佛中四四二)
 聖…上略…禾者ウ (佛中五二)
 聲…上略…禾者ウ (佛中一五)
 赤…上略…禾者ク (佛上八四一)
 正…上略…禾者ウ (佛上七五二)
 借…上略…禾者ク (佛上一二〇一)

錯…上略…禾者ク (僧上一二六二)

鑿…上略…禾又者ク (僧上一三八四)

政…上略…禾者ウ (佛中五四七)

生…上略…禾者ウ (僧下九一三)

尚…上略…禾者ウ (僧下九九三)

尺 音者ク (僧下一〇四三)

【資料四の七】

從(親字 縦) シユウ (法中一三四四)

從 禾音主ウ (佛上四〇三)

宗…上略…禾主ウ (法下五三三)

出…上略…禾主ツ (僧下八三一)

肅…上略…禾シク 主ク ソク (僧下一〇三三)

旬…上略…禾主シ (法下五八二)

A 旬…上略…禾受シ (法下五八二)

B 徇…上略…禾受シ (佛上九一)

順…上略…禾受シ (佛下本二五七)

頌…上略…又音誦受ウ (佛下本三一二)

村…上略…禾又受シ (佛下本九三六)

楯…上略…禾受シ (佛下本一〇九六)

訟…上略…禾受ウ (法上五七七)

誦…上略…受ウ (法上七二二)

壽 音受 (僧下九一三)

【資料四の八】

射…上略…禾シヤ (佛上八八二)

A 状…上略…禾謝ウ (佛下本一二九四)

諍 ……上略……禾謝ウ (法上五七三)

讓 ……上略……禾謝ウ (法上五七四)

情 ……上略……禾謝ウ (法中九六三)

常 ……上略……禾謝ウ (法中一〇二五)

静 ……上略……禾謝ウ (僧下九九三)

B 謝 (音) 舍 (法上五四五)

資料を【四の一】から【四の八】まであげたが、それぞれ認定において質的な差があり、いづれも拗音仮名の例と認めてよいものである。従来この類は、類音とか類音表記の用語で呼ばれてゐるが、これらは先に見た真福寺本『遊仙窟』や『類聚古集』の例と同一の用法であり、その異なる所は傍訓例でありこれは音注であるといふ所であるが、音注とても仮名の用法として多くの他の片仮名例と同様に扱はれてをり、私はこれを拗音仮名と認めるものである。

【資料四の一】は、①「化」の字音「クエ」の確認例、②仮名「化」の用例、③拗音仮名「化」の認定、と云ふ①②③の過程を経て、拗音仮名「化」が確定できるものである。以下【資料四の五】まで同様で、拗音仮名「外」(濁音例と推測される)「火」(所)「序」の拗音仮名が確定できるものである。

【資料四の六】についてコメントする。まづ三行目の「青桐」の「ジヤウド」の語頭濁音は不審で、正宗氏の索引も「シヤウド」として出している。さてこの【資料四の六】は、①「星」の字音「シヤウ」の確認例、②「星」の字音「者ウ」の確認例、③仮名「者ウ」の用例、④拗音仮名「者」の認定、と云ふ①②③④の過程を経て、拗音仮名「者」が確定できるものである。①②の項は、①「青」の字音「シヤウ」(シヤウ?)の確認例、②「青」の字音「者ウ」の確認例、又①「借」の字音「シヤ」の確認例、②「借」の字音「者ク」の確認例(この場合、

①②で若干字音が異なるが、拗音例には違ひなく、そのマイナス要素は他の「星」「青」例でカバー出来る)、と云ふ同様の過程で三重に認定出来るものである。

【資料四の七】も【資料四の六】同様に①②③④の四段階を経て拗音仮名「主」が確認できる。【資料四の七】中、Aの「旬」は前行の「旬」に和音「受ン」ともされてゐるもので、これも拗音仮名「主」と同様の用法と推測でき、Bは拗音仮名「受」の例である。ただ、「旬」……上略……禾受ン 主ン (法下五八二)と「受ン」と「主ン」が並べられて出されてゐるところからすると、「主ン」の清音「シユン」に対して、「受ン」は濁音「ジユン」を示すものかと考へられる。ただこれもBの「徇」以下の例を見ると「頌」「訟」など清音「シヨウ」を示すものかと思はれる例が交じる。Cの「充」はBの末尾の例「壽」からの拗音仮名「壽」の推測例である。

【資料四の八】は「射」と「謝」とが同音であるといふ前提にAの「状」以下を列挙してゐるもので、拗音仮名「謝」を推定するものである。Bの「謝」の例は、後の考察に出る「舍」の音価に関係するかと思はれるので出したものである。

右以外に、拗音例ではないかと思はれる例に、「願 ……略……禾訛ム」(佛下本二七二)「擲 ……略……禾茶ク」(佛下本五八一)「鐸 ……略……禾茶ク」(僧上一三八一)「拍子 百シ」(佛下本四八二↓参考「百…略……禾ビヤク」佛上七六八)などがある。

これらの仮名用例について山内洋一郎氏は、次の様に言及してゐる。観智院本類聚名義抄の「クエル」「化ル」の二種の表記の中で、表音性の強いのは後者で、kweru という合拗音を示していることはまず動かないところである。そこで、「クエル」も同音価であらうとする立場が成り立つ。観智院本の類音表記は、当然のこ

とながら字音注に限られ、「我イ」「具ウ」「五ン」などの濁音指示か、「外ン」「者ウ」「受ン」「所ウ」などの拗音指示（濁音を兼ねるもの）であり、それも韻尾を片仮名で加える場合に用いられる。……………中略……………「クエル」が「化ル」と同音価であろうと結論的には認めるとしても、ku・we・ruである可能性も残しておきたく思う。

適確なまとめである。末尾の一見慎重に見える曖昧な言及は下一段活用「蹴る」の認定に関するもので、山内氏は「ク・エ・ル」（即ち、下二段活用「クウ」）の可能性を残さうとするものであるが、私はこれも「クエル」と云ふ合拗音を示すものと認めてよいと思つてゐる。⁽³⁾以上、『類聚名義抄』における拗音仮名の例を示した。『類聚名義抄』の広益本系の成立は一一〇〇年代である（『国語学大辞典』吉田金彦氏による）。

四 平安初期の例

春日政治氏は、正倉院聖語蔵の蔵本『央掘魔羅經』の白点（氏は平安朝初期の加点と推定）の類音字表記例を指摘する。以下、春日政治氏の引く例により挙げる。⁽⁴⁾

○年頃と推定し、800-806の文献番号を振る。⁽⁵⁾

詳生 渚初 擲十 踊白 螢水 臭音 瓶平
 鳴命 索音 活果失 醜化 血決

春日政治氏はこれらについて「所謂拗音を表したものである」と指摘してゐる。

また、『地蔵十輪經』の元慶七年（八八三）点の例も知られてゐる。⁽⁶⁾

【資料六】『地蔵十輪經』元慶七年点

莊生田 池沼少 灰火土 城郭果_ク

これら訓点本の例は、他にもまだまだ挙げることが出来るが（築島氏の指摘等）、⁽⁷⁾これらの例こそ仮名のレベルまでは至つてゐない類音字表記とすべき物であらう。勿論、これら訓点本の類音注の延長上といふか、訓点本音注の一つの収束の姿が先に見た『類聚名義抄』であるのであり、見方によつては二者に何ら違ひはないといふ事になるであらう。私は『類聚名義抄』の場合は一本として編集された独立本であり、その中において他の片仮名使用例と同一の用法で用ゐられてをり、そこに「編者の手」を認定し、これを拗音仮名意識の下にある例と見るものである。

なほ、小林芳規氏の「訓点における拗音表記の沿革」の論考（『王朝文学』東洋大学国語国文学会王朝文学研究会刊・第九号、昭和三十八年十月）に執筆過程で気付き、図書館を通じて請求してゐるが、私の気付きのが余りにも遅かつた為原稿締切に間に合はず、止むなくここに未見の旨を記しておく。

（↓本稿末尾の（追記付注）参照）

五 上代の拗音例

私は、徐々に遡及しつつ、拗音の上代例を見出ださうとしてゐるのであるが、次は蔵中進氏の考究に即しつつ、考へてみたい。

一般には、拗音は漢語の移入と共に外来の発音が本邦に定着したものと見られてゐるが、蔵中進氏は次の様に論じてゐる。

もし、拗音が本来日本語には皆無の音韻であれば、いかに大量の漢語の輸入があつても、それらはことごとく日本語の音韻組織と音韻構造にしたがつて、直音化されて定着し、拗音なる音韻は日本語の音韻体系のなかには存在しえなかつたはずである。……

中略……古代日本語の音韻組織のなかに、拗音なる音韻はすでにあった、あるいはその素質なり傾向なりを備えていた……下略……。(四十七頁)

とるのが藏中氏の基本的立場で、氏は以下の様に結論付ける。

……はるかに古く、上古へ上代日本語のなかに、すでにその存在を認めることができ、日本語のもっていたそのような素地の上に、圧倒的多数の漢字音拗音の流入があつて、日本語音韻体系のなかに、確乎たるその位置を定めることができた、と考えるものである。問題は拗音が音声として存在したとしても音韻として、上代日本語に存在したか、どうか、ということにかかつてくるのであるが、はじめにも記したように、すでに音声としてコミュニケーションの場に用いられていたことが明らかであれば、音韻として存在していた、と考えるべきではないか、とするのが私の考えである。(八十二頁)

以下、藏中氏の挙げる用例を確認して行かう。

【資料七の一】

宇陀能 多加紀爾 志藝和那波留 和賀麻都夜 志藝波佐夜良受
伊須久波斯 久治良佐夜流 古那美賀 那許波佐婆 多知曾婆能
微能那祁久袁 許紀志斐恵泥 宇波那理賀 那許波佐婆 伊知佐加
紀 微能意富祁久袁 許紀陀斐恵泥 亜亜削 志夜胡 志夜 此者
伊能暮布曾削 阿阿削 志夜胡 志夜 此者嘲咲者也(記歌謡9)
藏中氏はこれを「エエー シャゴ シャ」 「アアー シャゴ シャ」
と拗音で訓むもので、「志夜」の表記は『古事記』筆録者太安万侶の
工夫・苦心の結果とみるものである。氏は本居宣長や有坂秀世氏・亀
井孝氏の説を引きつつ詳説してゐる。

【資料七の二】

伊莽波豫 伊莽波豫 阿阿時夜鳩 伊莽僕而毛 阿誤豫 伊莽僕
而毛 阿誤豫(記歌謡10)
藏中氏はこれについても「シヤラ」の音価で、「時夜」は拗音を現
はすものとする。

【資料七の三】

略…宇既具都遠 奴伎都流其等久 布美奴伎提 由久智布比等
波…下略…(『万葉集』卷五・八〇〇、山上憶良)
略…世間能 宇計久都良計久 伊等能伎提 痛伎瘡尔波 鹹塩
遠 灌知布何其等久…下略…(『万葉集』卷五・八九七、山上憶良)
佐左浪乃 連庫山尔 雲居者 雨曾零智否 反来吾背(『万葉集』
卷七・一一七〇)
略…相佐和仁 誰人可毛 手尔将卷知布(『万葉集』卷八・一
五四七、藤原八束)
於伎都之麻 伊由伎和多里言 可豆久知布 安波妣多麻母我
都々美豆夜良牟(『万葉集』卷十八・四一〇三、大伴家持)

この五例の「チフ」中、四例は山上憶良用語圏であると藏中氏は認
定し、その憶良の二例は当時の俚諺のごときものの引用で、作歌時か
ら西国語の要素が強く、限りなく拗音に近い音であらうとする。

次に藏中氏は、『万葉集』卷十五・三七五四番の「過所」の例を挙げ、
これも合拗音の発音例として考察する。その推測は出来るが、拗音の
確例として挙げることは無理で、先に私が『資料三』で『類聚古集』
の「過所」(火そ)を引いたレベルでとどまるものである。藏中氏は、
以下漢語以外の大和言葉中に拗音の存在を探り、「削る」のヌ、
「蹴る」のヌ、
「黒子」のヌ、等の語例を考究する。可能性があり魅
力に富むが、確例ではない推案例である。

六 佛足石歌碑歌の「舍」の仮名

佛足石歌碑歌の歌中に次の例がある。

【資料八】

舍加乃美阿止 伊波爾宇都志於伎 宇夜麻比呂 乃知乃保止氣爾
 由豆利麻都良牟 佐々義麻宇佐牟 (九番歌)
 舍加乃美阿止 伊波爾宇都志於伎 由伎米具利 宇夜麻比麻都利
 和我与波乎閉牟 己乃与波乎閉牟 (十四番歌)

【臨模例】佛足石歌碑歌 九番歌・十四番歌臨模

舍加乃美阿止伊波爾宇都志於伎宇夜麻比呂乃知
 乃保止氣爾由豆利麻都良牟 佐々義麻宇佐牟
 舍加乃美阿止伊波爾宇都志於伎由伎米具利宇夜
 麻比麻都利和我与波乎閉牟 己乃与波乎閉牟

(原形は一首一行書)

この「舍加」は「釈尊」の意の「釈迦」の表記例で、次の様に釈文できよう。

釈迦の御足跡 石に転写し置き 敬まひて 後の佛に 譲りまつ
 らむ 捧げまうさむ (九番歌)
 釈迦の御足跡 石に転写し置き 行き繞り 敬まひまつり 我世
 は終へむ 此世は終へむ (十四番歌)

佛足石歌碑歌の成立は不明であるが、その佛足石歌碑と緊密な関連を有すると推測出来る薬師寺蔵佛足石記は天平勝寶五年(七五三)の成立であり、佛足石歌碑歌の成立もその頃であるとみて間違ひなからう。

さて、この「舍加」の用字について、私は「仮名「舍」について」の項を設けて述べたことがある。以下再録したい。

仮名「舍」は日本書紀歌謡に三例(66・68・71番歌)と佛足石歌に二例見られるだけの特異な仮名である。紀歌謡の用例は次の通りである。

邇之釈能臂毛弘等釈舍氣帝(66―錦の紐を解き□けて)
 異舍儺等利宇彌能波摩毛能(68―い□なり海の浜藻の)
 幡舍能夜摩能(71―は□の山の)

七一番歌の例は古事記歌謡に重出し(83―第四句のみ少し違つてゐる)、その第五句

波佐能夜麻能

から、「舍」がサの仮名であることが確認出来、紀歌謡6668の例にも適合するところから、サの仮名として問題は何かもないといふことができる。

佛足石歌には

舍加乃美阿止(9①・14①)

として二例出でゐる。共に「釋迦のみ跡」の意で、諸本「サカノミアト」と訓んでゐる。拗音の直音化としての「釋迦」である。

大野透氏はこの用字について次の如く云つてゐる。

舍加は釋迦に當る事に注意される。舍は音義ともに釋に通じ得る字(舍は去聲字としては釋の義を有し得、入聲字としては釋の通用字である)なので用ゐられたのであらう(舍は又舍利に因む用字か)。尚、サカの表記が舍加に限られてゐる事にも注意される。

(二一七頁)

同氏の続篇もこの「舍加」についての言及はほぼ同文である(九〇〇頁)。

私は、紀歌謡の例は別として、佛足石歌の二例の「舎」は「シャ」といふ拗音仮名の例ではないかと考へるものである。

拗音仮名といふと奇異に聞こえるかも知れないが、甲乙類を識別し得た上代人である(乙類仮名の音価が中舌母音によるものかどうかは保留したいが)。拗音仮名が存してもをかしくはなく、むしろ存しないとする方が奇異ではないのだらうか。

以上の様に叙し、藏中進氏⁷⁾や濱田敦氏³⁾の所説等を引いたのであつた。

佛足石歌碑歌中、「サの類の音節仮名」例(組上の「舎」を含む)は十四例存するが、大野透氏も述べてゐた通り、「舎」の例はこの「舎加」の二例に限られ、他は「佐」の十二例といふ用字の有様である。以下「佐」の十二例を挙げよう。

都知佐閉由須礼(土さへ揺すれ 1④……④は第四句の意。以下同様。)

夜籬久佐等(八十種と 2④)

麻佐米尔美祁牟(正目に見けむ 3②)

須々美佐岐多知(進み先立ち 6②)

麻佐尔阿布麻弓尔(正に逢ふまでに 6⑥)

佐々義麻宇佐牟(捧げまうさむ 9⑥)

宇都利佐留止毛(移り去るとも 10②)

佐乃己利伊麻世(さ残り坐せ 10④)

佐伎波比乃(幸の 12①)

和多佐牟多米止(濟度さむためと 13④)

知与乃都美佐閉(千歳の罪さへ 17④)

十二番歌の第四句の「麻□□尔弥□牟」の二文字目は、人偏と旁の一部が確認出来、或いは「佐」字かと推定出来るが、用例に数へなかつた。

また、他に二十一番歌第六句の「佐」を挙げるべきであらうが、私は二十一番歌の殆どを後補と見てゐるので、ここに数へなかつた。しかしながら、その二十一番歌における用字も「佐」である。

このやうに常用仮名「佐」とは使ひ分けられたこの仮名「舎」は、拗音仮名(開拗音仮名)としての用例であると積極的に認めたい。『日本書紀』の「舎」は直音仮名「サ」の用例であらうが、文献が違へば仮名用法が異なるのは上代の常であり、同一用字で二通り以上の仮名用法があるのも一般に見られる事柄である。先に「三」の観智院本『類聚名義抄』の用例中で、『資料四の八』のBに、シャと推測出来る「謝」字に「舎」の音注があつたが、これも参考になる。又、佛足石歌碑歌の場合には「釈迦」といふ漢語表記例であり、拗音例として無理のないところであらう。ただし、「釈迦」を漢語と見たが、もとは梵語で *Sakya* の音訳である。s は歯擦音の硬口蓋音でシユ(Saはシャ)といふ音になる(後出の馬淵和夫氏も「大体「じ」の音があたる」とする)。

「釈迦」の語彙に關して見てみると、「さかの念仏の三昧をば」(『源氏物語』松風帖・大島本など)・「サカノコノコロ」(『極楽願往生歌』二番歌など「サカ」三例)「サカミタノカホ」(『極楽願往生歌』五番歌など「サカミダ」三例)等々の直音例が指摘出来るが、いづれも時代は降るものである。『日本靈異記』上巻第十四に「釋義覺」が出、日本古典文学大系本は「釋」とルビを振るが、訓注に拠つてゐるものでもない。

七 直音化現象

拗音の直音化現象は「さうじもの(精進物)」「(土佐日記)一月十

四日条、青谿書屋本など)「す行者(修行者)」「伊勢物語」定家本系第九段・学習院大本など)「けさう(化粧)」「すらう(受領)」「はうさ(病者)」「はうし(拍子)」「源氏物語」諸本)など数へあげればきりがなほ指摘できる。藏中進氏は上代における拗音例と思はれるものを引いて、「古代日本語の音韻組織のなかに、拗音なる音韻はすであつた、あるいはその素質なり傾向なりを備えていた」(前引)とした、これは私も肯ふものである。しかし、平安朝におけるこの数多指摘出来る拗音の直音化例は、やはり日本には拗音といふものが固有には存在しなかつたといふことを如実に物語るものであらう。拗音は中国からの漢語の移入により、その影響下に、日本語の音韻体系の中に潜り込んで来た。さうして、早くも上代においてその拗音表記例を確認することが出来、拗音仮名と認定してよい例も存在する。かう結論付けてよいものであらう。

ただし、この結論に至る前に、もう一つ確かめておかなければならない重要事項がある。それは上代におけるサ行ア段の音価である。一般に「キ」の音価が仮に「[a]」(シヤ)であつたとしたならば、全てのサ行ア段はその音声が拗音であつたわけであり、仮名「舍」に関して「拗音仮名」などと言ふ必要はなくなつてくるからである。以下、この点を検証したい。

八 上代のサ行音価

さて、その上代のサ行頭音音価であるが、明らかではない。諸説を(と言つても平安期の音価推定説を含み、推定根拠も演繹説・円仁の「在唐記」記事を手掛かりにするもの等種々あるが)、一覧表にしてみよう。

サ	シ	ス	セ	ソ甲	ソ乙	(表1)
s	ʃ	ts	ts'	tʃ	tʃ'	橋本 進吉(注11)
tʃa	si ʃi	不 明	s ʃ	不	明	有坂 秀世(注12)
tʃ	tʃ	tʃ	tʃ	tʃ	tʃ	金田一京助(注13)
tʃa	si	tsu	se	tso	tsō	大野 晋(注14)
ʃa	ʃi	ʃu	ʃe	ʃo		馬淵 和夫(注15)
——	ʃ tʃ	——	ʃ tʃ	——	——	亀井 孝(注16)
ts s	ts s	ts s	ts s	s	ts s	馬淵 和夫(注17)
sa ʃa	ʃi	su ʃu	ʃe	so	suo	山田 実(注18)

金田一京助氏のもの、サ行全般について、古く「[s]」であり、その後「[ʃ]」になり「[s]」になつたと推定する見解で、各段の一々の音価には触れてゐないものである。

馬淵和夫氏は注十七の「国語音韻論」において「サ行の頭音を表わ

すのに、「s」「ts」の両系統があり、それが/キ/と/ク/乙にお
いては「s」系統の字が多く、/メ/と/ノ/甲においては「s」
系統の字が多く、/シ/ /ヤ/ においてはどちらも同じくらいとい
う結果が出ている」として次の表を掲げる。

表2	
ts	サ 佐左作差差 ザ 装奘莢蔵 シ 志之旨指芝子資茲驪 ジ 自士 ス 酒主周 ズ セ 制斉剂 ゼ
s	サ 娑沙舍 ザ 社 シ 絶矢詩始師尸試時斯思辞嗣施司 ジ ス 須秀素輸殊 ズ 受 セ 勢世西栖細是 ゼ 筮噬 ソ甲 蘇素泝 ソ乙 なし ソ乙 曾諸則賊贈層 ゾ乙 鎗鋤

これは万葉仮名について漢字音の音価との対比から導き出されたも
のである。馬淵和夫氏は、同書で平安末期のサの音価を推定して「じ」
とし、注十五の同氏論考と対応する結論であるが、「これ(＝円仁)『在
唐記』はいまでもなくサの音だけについて述べたものであるが、
他にサ行音の音価を知るべき資料はあまり拾いえない」とし、注十五
論考については「ただしこの説は、上代においては、「佐」「左」など

の「s」を頭に持つ字が圧倒的に多く用いられていることに対して
は顧慮されていない欠点がある」(『国語音韻論』一五頁)と自己反省
の弁がある。

山田実氏の論考は琉球方言との比較研究からなされたもので、その
全てが肯定されるものではないが、注目してよい新提言を含む論考で
ある。サ行についてはサ行・シャ行の二音形を想定し、円仁の『在唐
記』の記述等もその証左とする。サ行・シャ行の二音形については、
早く奥村三雄氏も「サ行音/シャ行音」の音韻対立を支持し、一見解
を出してゐる。¹⁹⁾

シャ行とは即ち拗音行であり、興味引かれるところであるが、それ
がサ行と並存する別の「行」のレベルといふ一体系として上代に存在
しえたか否か、むつかしいところである。中国漢字音の影響下、少数
の拗音例が独立島の如き姿で存在し、私の説く拗音仮名も存したと思
ふが、それが「行」の体系レベルで上代に存在し得たとは、俄かに肯
定しがたいものである。

他にも筆者未見の説はあらうが、著名な見解は(表1)に出し得た
と思ふ。結論のみの引用で考究の過程を略してゐてよくないが、簡便
な対照表のつもりで挙げたものである。

私が音価推定に関して独自の説を出す力を持ち合はせてゐなくて遺
憾であるが、この様に見てくると、シヤセの音節は別として、少なく
ともサの音節について見ると「sa」もしくは「sa」²⁰⁾と見るのが学
界の趨勢で、平安期は別として上代においては「ja」の音価では無
かつたとみてよからう。「ja」説は、円仁の『在唐記』にその多く
を依拠してをり、それが円仁といふ一個人の片々たるメモであること
等、資料批判が必要で、また時代的にも平安期と下るものである。上
代においては「ja」説は顧慮しなくてよいであらう。ただし、濱田

敦氏は「明らかに文証出来る中世末、キリシタン資料などによって、セ、ゼも、シ、ジと共に「[i:ɕ]」の子音であったことと、現代東京語などにおいては、シ、ジさえも、むしろ「[s:z]」への変化の傾向にあることを結びつけて、かつて、或る時期においては、サ、サ行音のすべてが、子音「[i:ɕ]」で統一されていたことを一つの仮説としては設定し得るのではないかと思う」とし、この仮説は「平安時代以後における拗音成立の過程を説明、解釈する上にも、都合のよいものと思われる」と言ふ。これも後代の音価例に拠つた見解であり、上代サ音頭子音は先の(表1)に見た諸説からすると「[sa]」或いは「[sa]」と云ふことにならう。「[sa]」か「[sa]」かは今判断を下しえないが仮にサの音価が「[sa]」であつたとしても、これはサ行ア段の拗音と対立する音声であるといふことは明らかで、当時のサ行音の中にあつて、別にサ行ア段の拗音仮名(舎)が存在し得たと見ることがここに可能となつてくるのである。

九 結び

以上、佛足石歌碑歌に見られる拗音仮名「舎」の考究を中心に据え、他の周辺用例を考究してきた。今のところ、上代における拗音仮名の確例はこの佛足石歌碑歌に見られる仮名「舎」のみであるが、時代を下げると「類聚古集」や真福寺本「遊仙窟」の例が指摘出来た。佛足石歌碑歌の「舎」は開拗音仮名、「類聚古集」や真福寺本「遊仙窟」の「火」は合拗音仮名の例であつた。そしてそれらを支へる「類聚名義抄」の多くの開合の拗音仮名が存してゐた。その「類聚名義抄」の裾野には仮名のレベルまでは至らない訓点本の類音字注記が数多く存在してゐるのであつた。

注

- (1) 拙稿「真福寺本『遊仙窟』損傷部分復元」(三重大学教育学部研究紀要第二九巻第二号、昭和五十三年三月)。
- (2) 山内洋一郎氏「下一段動詞「蹴る」について」(笠間叢書『国語学史論叢』所収、昭和五十七年九月)。
- (3) 上代に於ける下一段活用動詞「蹴る」の存在(即ち合拗音 *kweru* の存在)については早くに、濱田敦氏にその指摘がある。
濱田敦氏「古代日本語」(古文化叢刊24昭和二十一年十一月)。
- (4) 春日政治氏「国語資料としての訓点の位置」及び同氏「聖語蔵本 央掘魔羅經の字音注」(以上「春日政治著作集6」所収)。
- (5) 築島裕氏「平安時代語新論」昭和四十四年六月、東京大学出版会。
- (6) 佐藤喜代治氏編「国語学要説」による。
- (7) 藏中進氏「上代日本語音韻の一研究―未確認音韻への視点―」(神戸学術出版、昭和五十年三月)。
- (8) 拙稿「佛足石記及び佛足石歌碑の用字」(宮地裕氏編「論集日本語研究一・歴史編」所収、明治書院、昭和六十一年十一月)。
- (9) 大野透氏「萬葉假名の研究」(明治書院、昭和三十七年九月)。
- (10) 大野透氏「續萬葉假名の研究」(高山本店、昭和五十二年三月)。
- (11) 橋本進吉氏「國語音聲史」(昭和七年) 同博士著作集第六冊「國語音韻史」所収。
- (12) 有坂秀世史「上代に於けるサ行の頭音」(『國語と國文學』昭和十一年一月号) 同氏「國語音韻史の研究」所収 及び「奈良時代に於ける國語の音韻組織について(第三篇頭音論)」(同氏「上代音韻攷」所収)。
- (13) 金田一京助氏「國語音韻論」(昭和十三年五月)。
- (14) 大野晋氏「萬葉時代の音韻」(『萬葉集大成』第六卷、言語篇、所収)。

- (15) 馬淵和夫氏「上代・中古におけるサ行頭音の音価」(『國語と國文學』昭和三十四年一月号、同氏『日本韻学史の研究Ⅱ』に改稿所収)。
- (16) 亀井孝氏「すずめしうしう」(『成蹊國文』三、昭和四十五年三月) 同氏論文集3『日本語のすがたところ』(二)所収。
- (17) 馬淵和夫氏「國語音韻論」(笠間書院、昭和四十六年四月)。
- (18) 山田美氏「古代音韻の比較研究」(桜楓社、昭和六十二年五月)。
- (19) 奥村三雄氏「古代の音韻」(講座國語史2『音韻史・文字史』大修館書店、昭和四十七年九月)。
- (20) 濱田敦氏「拗音」(『國語國文』第三三卷第五号、昭和三十九年五月)。

附言

本稿をなすにあたって、犬飼守薫・鈴置浩一・佐藤隆昭、及び本学の東辻保和・鏡味明克・竹村牧男(印度哲学)の各氏から、種々の貴重な御教示を賜りました。記して謝意を表します。
(一九八七・一一・三)

(追記付注)

本稿第四章末尾に未見の旨を断つた小林芳規氏の論考「訓点における拗音表記の沿革」(『東洋大学』『王朝文学』第九号)をその後見ることが出来た。氏の引用例は広汎、その分析は精緻で、事前に見ることが出来たならと悔やまれる。氏の論考は類音字表記の用字史上の位置付けにあり、本稿第三・四章に多く関はる。しかしながら、全体として我が論旨に抵触するといふことはない。氏の有益な論考のあることをここに記すにとどめておきたい。